



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 井口 奈緒子
(兵庫県弁護士会所属)



第168回 下請法が改正されます！（2026年1月1日施行）

1 下請法の改正

2026年1月1日、下請法（下請代金支払遅延等防止法）が改正されます。改正の目的は、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていく点にあります。

改正に伴い、準備を進めておられる事業者の方も多いと思いますが、本稿では、改正法の重要なポイントをご紹介します。ポイントは大きく分けて、①法令名・用語の変更、②適用対象の拡大、③禁止行為の追加の3点です。

2 法令名・用語の変更（ポイント①）

まず、法令名が変わります。「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」、略称は「中小受託取引適正法」「取適法（とりてきほう）」などです。本稿では「取適法」と呼びます。

用語も、以下のとおり変更になります。

【現行法】	【改正後】
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

3 適用対象の拡大（ポイント②）

(1) 対象取引の追加

取適法の適用対象となる取引に、「特定運送委託」が追加されます。取引の相手方に対する運送行為が対象です。

たとえば、発荷主から運送事業者Aへの運送委託（運送(1)）、運送事業者Aから運送事業者Bへの運送委託（再委託）（運送(2)）がされる場合、これまで運送(2)のみが下請法の適用対象でした。運送(1)については、独禁法に基づく物流特殊指定の規制がなされていましたが、今回の改正で取適法の適用対象となり、これにより、書面等の交付義務などの委託事業者の義務が課されることとなります。この点が、改正前との違いとなります。

(2) 従業員基準の追加

取適法では、対象取引に該当し、かつ、資本金基準又は従業員基準を満たす場合に適用対象となり、下請法よりも適用範囲が拡大します。

対象取引	「委託事業者」	「中小受託事業者」
A	常時使用する従業員 の数が300人超	常時使用する従業員 の数が300人以下
B	常時使用する従業員 の数が100人超	常時使用する従業員 の数が100人以下

従業員基準は、対象取引によって異なります。対象取引が、製造委託、修理委託、情報

成果物作成委託（プログラム）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）、特定運送委託の場合は、表のAの基準が、対象取引が、情報成果物作成委託（プログラムを除く）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）の場合は、表のBの基準が適用されます。

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く）以外の者をいうとされており（取適法の運用事業案による）、試用期間中の者等も含まれる点に注意が必要です。ただ、従業員数は公表されておらず、実際の把握は難しい点を踏まえると、明確に取適法の適用なしといえる取引以外は、一律に取適法の適用がある前提で対応する方が現実的かもしれません。

4 禁止行為の追加（ポイント③）

(1) 手形での支払禁止

取適法では、手形の交付による製造委託等代金の支払自体が禁止されます。また、一括決済方式、電子記録債権等の支払手段で「支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」も禁止されますので、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するものを使用する必要があります。

かかる禁止行為は、支払遅延（5条1項2号）に該当しますので、それ自体でただちに取適法違反となり、勧告の対象となる点に注意が必要です。

(2) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

取適法では、協議に応じない一方的な代金決定を禁止行為として規定し、かかる代金決定により中小受託事業者の利益を不当に害する行為は、取適法違反とします（5条2項4号）。下請法上の買いたたき規制により対処されてきた価格転嫁の問題です。

5 最後に

委託事業者も中小受託事業者も、まずは上記のポイントを踏まえ、社内で法改正の内容を周知し（研修等の実施）、その上で、対象取引がないかを洗い出し、リスクの軽重を把握し、受託側の取引依存度が高い取引や価格協議を行っていない取引等から優先的に対応するなどして、順次対応していくことが必要となります。法改正にあわせた準備ができているか、今一度、御社における取引の実態を確認していただくことが重要と考えます。